

屋外広告物の
地域ルールを考える

かわら版

このかわら版は、現在検討中の屋外広告物の地域ルールの策定に向けた取り組みをお知らせするために、八王子市が発行しています。

第三号

(仮称)高尾駅北口地区

「屋外広告物の地域ルールを考える意見交換会」を開催しました。

平成29年7月12日に、「屋外広告物の地域ルールを考える意見交換会」を浅川市民センターで開催し、8名の方にご参加いただきました。

■「(仮称)高尾駅北口地区屋外広告物地域ルール素案(案)」を提案し、意見交換を行いました

市から高尾駅北口地区の景観づくりと屋外広告物の考え方、これまでの地域での検討経過をご紹介した後、「(仮称)高尾駅北口地区屋外広告物地域ルール素案(案)」について提案しました。

右下のイメージのように、掲出できる屋外広告物の位置や大きさ、数、色などの独自のルールを設けることで、「自然・歴史文化と調和し、にぎわいを演出する広告景観」をつくっていきたいと考えています。

これらの説明を受けて、後半意見交換を行いました。(裏面参照)

■是非、素案(案)をご覧ください！

素案(案)は、八王子市まちなみ景観課の窓口やホームページでいつでも閲覧できます。

URL: <http://www.city.hachioji.tokyo.jp/>

高尾駅北口 屋外広告 🔍 検索

内容についてご質問やお気づきのことがありましたら八王子市まちなみ景観課にご連絡ください。

TEL 620-7267 FAX 626-3616

Eメール b132300☆city.hachioji.tokyo.jp

(☆を@に変更してください。)



<街並みのイメージ>

【従前】



【従後】



まちづくりの一步は看板から！

意見交換会のご意見まとめ

屋外広告物地域ルール素案（案）について、意見交換を行いました。主な意見をご紹介します。

【ルールの適用】

- ・既存の看板は、新しいルールに合わせて直さないといけないのか？

→〔答〕 その通りだが、すぐには難しいと思うので、一定の期間内で直していただきたい。

【看板の規制だけでまちが良くなるのか？】

- ・テーマが看板だけだと、商売をしていない人は係わるのが難しい。景観やまちづくり全般ならもっと関心が集まると思う。

→〔答〕 看板は商店などの方が出すものであるが、それを利用するのは商店以外の皆さんなので、両方のご意見が大事で、景観全体につながる内容だと考えている。

- ・建物の外壁の色やかたちについては取り組まないのか。

→〔答〕 今は屋外広告物「から」という思いがある。これをきっかけに総合的に展開し、より多くの方に関心を持っていただきたい。

【ルールを通してまちなみを誘導してほしい】

- ・高尾駅舎の建替えにより雰囲気が大きく変わると思うが、ルールが適用されることで、駅舎や駅前広場周辺の建物などもまちなみに配慮する動きを期待したい。看板のルールがあれば、建物の外壁もそれに調和させようと考えてもらえるのではないのか。

→〔答〕 この重点地区では、延べ床面積10㎡以上の建物などは、建築確認申請の前に景観計画の届出が必要になる。この制度の中で、確認審査担当との連携を図るなどして屋外広告物のルールを伝えていきたい。

【商店や地域住民の関心をもっと高めるには】

- ・商店の人はどれくらい関心があるのか。地元の商店のやる気が大切。ルールが先走るのはアンバランス。

- ・屋外広告物というテーマは住民には考えつけないので、市から提案されたのは良いが、地域住民の気持ちも盛り上げなければ。

- ・ルールが実現すると、こんな風に良くなるというシミュレーションがあると興味を持てるのでは。

→〔答〕 皆さんの希望や目標につながるような将来イメージを、もっと示していきたい。

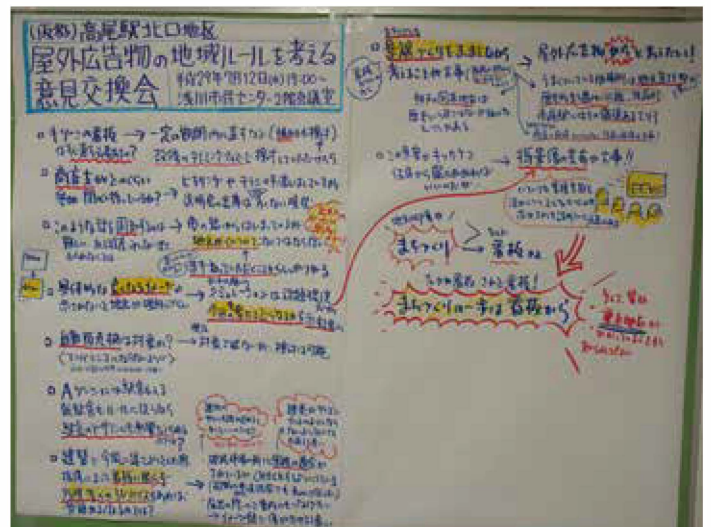
- ・他都市がどのように課題を乗り越えていったのか、知識を得ながら考えていきたい。

- ・キャッチフレーズをつけてはどうか。

「たかが看板、されど看板」

「屋外広告物からはじまるまちづくり」

「まちづくりの一步は看板から」



屋外広告物地域ルールの策定に向けて

八王子市は平成27年4月に都内初の中核市となり、屋外広告物条例を制定しました。

これに先がけ、平成23年には景観行政団体となって「八王子市景観計画」を策定し、高尾駅北口周辺を含む「高尾駅・多摩御陵周辺地区」は重点地区に指定されています。

そこで、屋外広告物条例と景観計画の連携により、高尾駅北口地区の特性に応じた屋外広告物の「地域ルール」を策定し、良好な景観形成の推進を目指しています。

<想定スケジュール>

平成29年1月30日 広告物勉強会（終了）

平成29年3月18日 広告ワークショップ（終了）

平成29年7月12日 意見交換会（終了）

平成29年11月 パブリックコメント（意見募集）

平成30年4月～ 周知（リーフレット配布等）

平成31年4月～ 地域ルール運用開始